新旧対照表

※軽微な追記・修正は省略。

神奈川県高齢者虐待防止対応マニュアル知識編（令和７年度改訂）

新	旧	頁（新）	備考
第１章　高齢者虐待の理解 ３　わが国における高齢者虐待に関する取組みの経緯 （１）高齢者虐待防止法の制定 これらの流れを受け、わが国でも高齢者虐待防止のための法律の制定が必要であるとの社会的な認識が高まり、2005 年 11 月、議員立法により「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」という。）が公布され、2006 年４月から施行されました。高齢者虐待防止法では、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講じることが規定されています（第 14 条第１項）。高齢者虐待事案への対応として、虐待を行っている養護者も何らかの支援が必要な状態にあると考え、養護者を含む家族全体を支援する観点が重要です。	第１章　高齢者虐待の理解 ３　~~高齢者虐待におけるわが国の取組の経緯~~ （１）高齢者虐待防止法の制定 これらの流れを受け、わが国でも高齢者虐待防止のための法律の制定が必要であるとの社会的な認識が高まり、2005 年 11 月、議員立法により「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」という。）が公布され、2006 年４月から施行されました。	２	・高齢者虐待防止法に養護者支援が明記されていることを強調するため追記。
４　高齢者虐待の定義と捉え方 （２）「65 歳未満の者」に対する虐待の場合 高齢者虐待防止法の定義に従えば、形式的には、上記以外の 65 歳未満の者には法は適用されないことになります。しかし、現実には、65 歳未満の者に対する様々な虐待は生じており、保護すべき必要があるという点においては 65 歳以上の者に対する虐待と変わりません。 また、介護保険法における地域支援事業のひとつとして、市町村には、介護保険法第 115　条の 45　第２項第２号「被保険者に対する虐待の防止	４　高齢者虐待の定義と捉え方 （２）「65 歳未満の者」に対する虐待の場合 高齢者虐待防止法の定義に従えば、形式的には、65 歳未満の者には法は適用されないことになります。しかし、現実には、65 歳未満の者に対する様々な虐待は生じており、保護すべき必要があるという点においては 65 歳以上の者に対する虐待と変わりません。 介護保険法における地域支援事業のひとつとして、市町村には、介護保険法第 115　条の 45　第２項第２号「被保険者に対する虐待の防止及びそ	３	

及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」の実施が義務づけられていますが、介護保険法第９条にいう「被保険者」は 65 歳以上の者に限られてはいません。地域支援事業実施要綱には、必要に応じて、成年後見制度の活用の促進や老人福祉施設等への措置の支援を行うことが明記されています。 また、老人福祉法では、措置の対象者を原則として「65 歳以上の者」と定義し、「65 歳未満の者であって特に必要があると認められる者」も措置の対象者に含めています。したがって、65 歳未満の者に対する虐待についても、高齢者虐待防止法の趣旨に則り、「高齢者」に準じて対応を実施することが重要と考えられます。 ただし、18 歳以上 65 歳未満の在宅の障害者に対する養護者による虐待については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年法第 79 号。以下「障害者虐待防止法」という。）での対応が基本であることに留意することが必要です。	の早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」の実施が義務づけられていますが、介護保険法第９条にいう「被保険者」は 65 歳以上の者に限られてはいません。 また、老人福祉法では、措置の対象者を原則として「65 歳以上の者」と定義し、「65 歳未満の者であって特に必要があると認められる者」も措置の対象者に含めています。したがって、65 歳未満の者に対する虐待についても、高齢者虐待防止法の趣旨に則り、「高齢者」に準じて対応を実施することが重要と考えられます。		・18 歳以上 65 歳未満の在宅の障害者に対する養護者による虐待は「障害者虐待防止法」での対応が基本である。
（３）「養護者」とは 養護者とは… ○　高齢者の日常生活において何らかの世話をする人。 ○　家族だけではなく、親族や知人等も含まれる。 ○　高齢者との同居の有無は問わない。 ○　高齢者虐待防止法上の養介護施設に該当しない施設の職員が含まれる場合がある。	（３）「養護者」とは （追加）	3	・高齢者虐待防止法における「養護者」の定義をまとめて記載した。
（４）「養介護施設従事者」とは 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）及び介護保険法（平成９年法律第 123 号）に　規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事す	（４）「養介護施設従事者」とは 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）及び介護保険法（平成９年法律第 123 号）に　規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事す	4	

る職員とされています。 ※　該当する施設及び事業所の分類については、第二部対応編 78 頁を参照。 ※　「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の対象となる施設・事業は、限定列挙となっています。このため、有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅等の施設については、高齢者虐待防止法上の養介護施設従事者等による虐待の規定は適用されません。しかし、提供しているサービス等に鑑み、「高齢者を現に養護する者」による虐待と考えられる場合は、「養護者による高齢者虐待」として対応していくことが必要です。	る職員とされています。 ※　該当する施設及び事業所の分類については、第二部対応編 ~~64 頁~~を参照。		・養介護施設及び養介護事業に該当しない施設の職員による高齢者虐待は「養護者による高齢者虐待」として対応する。
（５）「高齢者虐待」とは ※　経済的虐待については、高齢者の親族であれば、養護者に該当しない者も、虐待の主体となるので留意してください。	（５）「高齢者虐待」とは （追加）	4	・経済的虐待は「養護者」ではない高齢者の親族も虐待の主体となる。
（６）セルフ・ネグレクトについて （削除） そこで、相談を受けた市町村や地域包括支援センターは、地域支援事業における総合相談支援業務や権利擁護業務等の一環として、積極的に対応することが求められます。その際、単に関わりを拒否する者という理解にとどまらず、そこに至った背景、生活歴、パーソナリティや生き辛さへの理解に基づき対応します。また、必要に応じて、高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応を行えるよう、既存の高齢者の見守りネットワークや地域ケア会議も有効活用しつつ、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者に対応	~~※~~セルフ・ネグレクト~~（自虐）~~について ~~必要に応じて高齢者虐待に準じた対応を行えるよう、既存の高齢者の見守りネットワークや介護保険法に基づく地域ケア会議も有効活用しつつ、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者に対応できる関係部署・機関の連携体制を構築することが重要です。~~ （追加）	5	・「セルフ・ネグレクト」について新たに項目立て、内容を充実させた。

できる連携体制を構築することが重要です。 　なお、セルフ・ネグレクトへの対応における個人情報の取り扱いについては、市町村等の行政機関は、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、特定した利用目的の範囲内で当該個人情報を保有する行政機関内で利用し、又は第三者に提供することができます（個人情報保護法第 61 条第１項）。 　また、セルフ・ネグレクトへの対応のための利用が利用目的の範囲外となる場合であっても、高齢者等の本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる場合（個人情報保護法第 69 条第２項第４号）等には、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限り、当該個人情報を利用した事実確認や情報収集、情報共有を行うことができます。			
（７）高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応について 　市町村や地域包括支援センターが、高齢者虐待防止法の対象外となる虐待等に対し、地域支援事業における権利擁護業務等や、老人福祉法に基づく権限行使を行うなど、可能な限り、高齢者虐待防止法に基づいた対応と同様の対応を行うことを言います。 　なお、高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応においては、高齢者虐待防止法における第 11 条の立入調査と第 13 条の面会制限の権限行使はできないことに留意が必要です。 　実際の対応としては、ケース会議を開催して対応の必要性について共有を図り、事実確認と安全確認、アセスメントに基づく支援方針の立案と役割分担の明確化、必要に応じて老人福祉法第 10 条の４及び第 11 条による措置（以下、「やむを得ない事由による措置等」という。）や市町村長による成年後見制度利用開始の審判請求（以下「市町村長申立て」という。）	（追加）	6	・「高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応」について新たに項目立て、追記した（国マニュアルに準拠）。 ・「準じた対応」では「立入調査」と「面会制限」の権限行使ができない。 ・「準じた対応」でも、「やむを得ない事由による措置等」や、成年後見制度の「市町村

などの権限行使等の対応や、助言・指導等を事案に応じて行います。			長申立て」は可能。
（８）「高齢者虐待」以外の視点も必要となる「虐待」について ア　医療機関における高齢者への虐待 　また、令和４年の精神保健福祉法改正により、令和６年４月から新たに精神科病院における業務従事者による虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者は、速やかに、これを都道府県等に通報することが義務となりました。	（~~6~~）「高齢者虐待」以外の視点も必要となる「虐待」について ア　医療機関における高齢者への虐待 （追加）	6	・精神科病院における業務従事者による虐待は、県及び政令市に専用の通報窓口が設置されている。
ウ　養護、被養護の関係にない 65 歳以上の高齢者への虐待 　高齢者虐待防止法が対象としているのは、「現に養護する者」による虐待のため、そのような関係性がない場合（お互いに自立した 65 歳以上の夫婦間での暴力や、中高年の子どもの世話をしている親が子どもから受ける暴力等）、高齢者虐待防止法の直接の対象とはなりません。しかし、高齢者が何らかの権利侵害を受けている場合、地域支援事業における権利擁護事業や老人福祉法上の措置等により、高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応をすることが求められます。また、事案に応じて、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成 13 年法律第 31 号。以下「ＤＶ防止法」という。）や刑法等により対応することになります。 　通報があった段階では虐待者が「現に養護する者」であるかどうかの判定が難しいケースもあることから、「養護者による高齢者虐待」事案として事実確認等を行ったうえで、ＤＶ防止法の所管課や関係機関につないでいく等の対応が必要です。	ウ　養護、被養護の関係にない 65 歳以上の高齢者への虐待 　高齢者虐待防止法が対象としているのは、「現に養護する者」による虐待のため、そのような関係性がない場合（お互いに自立した 65 歳以上の夫婦間での暴力~~等~~、高齢者虐待防止法の~~対象外となり、基本的には~~「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成 13 年法律第 31 号。以下「ＤＶ法」という。）や刑法等により対応することになります。 　~~しかし、~~通報があった段階では虐待者が「現に養護する者」であるかどうかの判定が難しいケースもあることから、「養護者による高齢者虐待」事案として事実確認等を行ったうえで、ＤＶ法の所管課や関係機関につないでいく等の対応が必要です。	6	・養護、被養護の関係にない場合でも、高齢者が何らかの権利侵害を受けている場合は、「準じた対応」を行うことが求められる。
なお、加害者が養護者に該当するか判明しない場合についても警察から市町村に通報がありますが、警察による市町村への通報については、警察庁から各都道府県の警察の長に対して、令和４年 12 月 15 日警察庁発出			・警察による市町村への通報は、左記の通達に基づき行っている。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた高齢者虐待事案への適切な対応について（通達）」が発出されています。 （削除）	~~【参考】~~ ~~（高齢者虐待防止法第二条）~~		
５　高齢者虐待の要因・背景 （２）高齢者虐待の傾向と変化 ここでは、令和５年度時点における神奈川県の高齢者虐待の実態と傾向を説明します。調査結果からみても、高齢者虐待の対応は、認知症や権利擁護、その他関連する法令等に関しての、より高度な専門知識や技術をもって取組むことが求められていると言えます。 なお、国及び県の虐待状況の最新の動向については、次のホームページを参照してください。 国　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22753.html 神奈川県 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f3673/p1120991.html	５　高齢者虐待の要因・背景 （２）高齢者虐待の傾向と変化 ここでは、~~在宅と施設のそれぞれの高齢者虐待に分け、平成29年度時点における虐待の実態と傾向を説明しますが、~~調査結果からみても、虐待の対応は、~~高齢者虐待や~~認知症~~への取組や、~~関連する法令等に関しての、より高度な専門知識や技術をもって取組むことが求められていると言えます。 なお、国及び県の虐待状況の最新の動向については、~~別添、調査年度別の「高齢者虐待防止法に基づく調査結果より」~~を参照してください。	7	。
ア　家族等の養護者による虐待の実態と傾向 ・相談者、通報者は警察が最多で約６割を占め、次いで介護支援専門員が１割弱である。 ・虐待を受けた者のうち、約76%は女性、約24%は男性である。 ・虐待を受けた者の年齢は、80～84歳が最多で、次いで85～89歳が多い。 ・虐待を受けた者の要介護度では、要介護１～３の方の割合が多い。また、「認知症」の症状が見られる方に多い傾向がある。 ・虐待の種別は、身体的虐待が最多であり、次いで、心理的虐待、ネグ	ア　家族等の養護者による虐待の実態と傾向 ~~・相談者、通報者は介護支援専門員が最多で約３割を占め、次いで警察となっている。~~ ~~・虐待を受けた者のうち、約７割は女性、約３割は男性となっている。~~ ~~・年齢では、80～84歳が最多となり、次いで75～79歳となっている。~~ ~~・要介護度では、要介護１～３の方の割合が多くなっている。また、「認知症」を罹患している方に多い傾向がある。~~ ~~・虐待の種別は、身体的虐待に次いで、心理的虐待、ネグレクト、経済的虐待、性的虐待の順になっている。~~	7	

レクト、経済的虐待、性的虐待の順である。 ・虐待者は、息子が最多であり、次いで、娘、夫の順である（全国的には、息子、夫、娘の順）。 ・家族形態は、未婚の子と同居の世帯が最多で、次いで夫婦のみの世帯が多い。また、半数以上の世帯は、虐待を受けた者が虐待者のみと同居している世帯である。	~~・虐待者の続柄は、息子が最も多く、次いで夫、娘と続くが、神奈川県では息子に次いで、娘、夫の順となることがある。~~ ~~・世帯状況では、未婚の子と同居が最多であり、次いで夫婦のみ世帯となっている。また、虐待者のみと同居している場合の割合が多い傾向がある。~~		・神奈川県は、全国と比較して、虐待者の続柄で子世代（息子、娘）の割合が多い。
イ　施設等の養介護従事者による虐待の実態と傾向 ・相談者、通報者は施設職員が最多で、次いで家族・親族が多い。 ・虐待を受けた者のうち、約 68%は女性である。 ・年齢は、85～89 歳が最多で、次いで 80～84 歳が多い。 ・要介護度は、要介護３～５の方が多い。また、「認知症」の症状がある方が多い。 ・虐待の種別は、身体的虐待に次いで、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクト、性的虐待の順である（全国的には、身体、心理、ネグレクト、経済、性の順）。 ・虐待者は男性が 66%、女性が 33%、その他１%は調査において個人が特定できなかった為、不明であった。 ・施設、事業所種別は、特別養護老人ホームに次いで、有料老人ホームが多い。	イ　施設等の養介護従事者による虐待の実態と傾向 ~~・相談者、通報者は施設職員が最多であり、次いで家族・親族となっている。~~ ~~・虐待を受けた者のうち、約７割は女性、約３割は男性となっている。~~ ~~・年齢では、85～89 歳が最多となり、次いで 90～94 歳となっている。~~ ~~・要介護度では、要介護 4・5 の方の割合が多くなっている。また、「認知症」を罹患している方に多い傾向がある。~~ ~~・虐待の種別は、身体的虐待に次いで、心理的虐待、ネグレクト、経済的虐待、性的虐待の順になっている。~~ ~~・虐待者は男性が５割強、女性が４割弱を占める。~~ ~~・施設、事業所種別としては、特別養護老人ホームに次いで、有料老人ホームである。~~	8	・神奈川県は、全国と比較して、養介護施設従事者等による高齢者虐待の虐待種別で経済的虐待の割合が多い。
（３）高齢者虐待の発生要因と背景 令和６年 12 月に厚生労働省により公表された「令和５年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果では、養護者による高齢者虐待の発生要因は、「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」の割合が最も多く、次いで「虐待	（３）高齢者虐待の発生要因と背景 ~~平成 31 年３月に~~公表された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果では、養護者による高齢者虐待の発生要因~~として、~~「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」の割合が最も多く、次いで~~「虐待者の障害・疾病」~~が上位を占	8	

者の理解力の不足や低下」「虐待者の知識や情報の不足」が上位を占めました。 　養介護施設従事者等による高齢者虐待の発生要因は、「職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足」の割合が最も多く、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「職員の倫理性、理念の欠如」が続きました。	めました。 ~~また、~~養介護施設従事者等による高齢者虐待の発生要因は、~~て「教育・知識・　介護技術等に関する問題」の割合が最も多く、~~次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「倫理、理念の欠如」が続きました。		
神奈川内においては、養護者による高齢者虐待、養介護施設従事者による高齢者虐待の双方において通報件数が最多を更新し続けていますが、その内、虐待の事実有りと判断された件数は、通報件数のような増加はみられず、概ね横ばいに推移しています。 高齢者虐待を発見する視点や、高齢者虐待の通報先が周知され、虐待が疑われる状況の段階で迅速に通報されるようになった結果、虐待の事実有りと判断された件数が一定数に落ち着いていることが考えられます。	（追加）	8	・神奈川県内の通報件数は毎年右肩上がりに増加しているが、「虐待と判断した件数」は横ばいで推移している。
第２章　　高齢者虐待対応の支援体制 １　国及び地方公共団体の責務 ④成年後見制度周知のための措置、成年後見制度利用に係る経済的負担軽減のための措置（同法第 28 条）	第２章　　高齢者虐待対応の支援体制 １　国及び地方公共団体の責務 （追加）	10	
（１）国の役割 　また、高齢者の尊厳の保持の視点に立ち、高齢者虐待の防止及び虐待を受けた高齢者の救済、権利擁護の推進等に向けた事業を実施するとともに、虐待の再発防止策や効果的な体制整備に資するための調査研究を実施しています。	（１）国の役割 （追加）	10	

（２）都道府県の役割 都道府県の役割として、以下のとおり規定されており、市町村の虐待対応を支援する体制の整備や人材の育成に向けた支援が求められます。 《養介護施設従事者等による高齢者虐待について》 ウ　高齢者虐待の報告を受けた場合の守秘義務（第 23 条）	（２）都道府県の役割 （追加） 《養介護施設従事者等による高齢者虐待について》 （追加）	10	
（４）国民の責務 また、高齢者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、市町村への通報努力義務が規定されており、特に当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、市町村に通報しなければならないとの義務が課されています（第７条）。 これは、虐待を受けたという明確な根拠がある場合だけでなく、虐待を受けたのではないかと疑いをもつ情報を得た場合にも、早期に通報する必要があることを意味しています。なお、この場合、虐待を受けたと「思われる」とは、一般的に「虐待があったと考えることには合理性がある」という趣旨と解することができます。 また、市町村は、地域住民及び関係機関等に対して通報の努力義務の周知を図り、虐待の早期発見につなげることが重要です。なお、通報等を受理した職員は、通報等をした者を特定させるものを漏らしてはならないとされており（第８条）、通報者に関する情報が漏れることはないことも十分に周知します。	（４）国民の責務 （追加）	11	・虐待の通報を受けた市町村及び地域包括支援センターは、通報した者を特定させる情報を漏らしてはならない。
（６）養介護施設の設置者、養介護事業者の責務 ア　虐待の未然防止・早期発見に向けた取組の推進 令和６年４月から、全ての介護サービス施設・事業所の運営基準に基づく「高齢者虐待防止措置」を義務とし、令和６年度の介護報酬改定におい	（６）養介護施設の設置者、養介護事業者の責務 （追加）	12	・養介護施設・養介護事業所における高齢者虐待防止措置の義務化と、高齢者虐待防

て、当該措置を講じていない場合に、基本報酬を減算する高齢者虐待防止措置未実施減算を導入しました（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く）。 ①虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置 ②虐待の防止のための指針の整備 ③介護職員その他の従事者に対する、虐待の防止のための研修の定期的な実施 ④虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く 　これらの「高齢者虐待防止措置」は、すべての介護サービス施設・事業所の運営規定に定めておかなければならない事項です。 ※虐待の防止のための研修については、サービス種別により、年２回以上又は年１回以上の実施が義務づけられています（令和７年１月 20 日厚生労働省老健局高齢者支援課発出介護保険最新情報 Vol. 1345 参照）。 また、有料老人ホームについても、「神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針」に高齢者虐待防止措置について規定しています。 　集団指導や運営指導等を通じて自治体が各養介護施設等に対し自己点検を励行するとともに、養介護施設等は、適切なケアマネジメントやサービス提供、高齢者虐待の防止と早期発見に向けた取組みを行う必要があります。 イ　管理職・職員の研修、資質向上 養介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するためには、ケアの技術や知識が不可欠です。研修によって職員自らが意識を高め、実践につなげることが重要です。養介護施設等は、定期的に高齢者虐待の防止に関する研修や身体的拘束等適正化に関する研修、ケア技術の向上を目指す研修等の内部での実施や、職員が外部研修を受講する機会をつくるなど、職員の資質を向上させるために取組むことが必要です。 また、直接介護サービスに従事しない管理職や事務職員なども含め、施設・	（追加）	13	止措置未実施減算の導入について追記。 ・特定施設ではない有料老人ホームについても、設置運営指導指針で高齢者虐待防止措置を規定している。 ・養介護施設・養介護事業における高齢者虐待防止に向けた体制の整備について追記（国マニュアルに準拠）。

事業所全体で取組むことが重要です。具体的な取組みの例として、以下のようなものが挙げられます。 ①基準省令等により実施する事が明確に求められている研修（高齢者虐待防止、身体的拘束等の適正化、認知症介護基礎研修等）の実施 ②認知症介護その他の介護技術等、サービス提供の基本となる内容の研修及び OJT の充実 ③自治体等が開催する高齢者虐待防止・身体的拘束等の適正化等に関する研修等への積極的な参加、認知症介護実践研修等への計画的な職員の派遣 ④職員のストレス対策、ハラスメント対策等、職員の負担軽減や、より良い職場づくりに関する研修等の実施 　このほか、特に居宅系サービスなど養護者との接点が多い事業所では、養護者による高齢者虐待や、養護・被養護の関係にない高齢者への虐待、セルフ・ネグレクト、消費者被害などの発見・対応等についても研修内容に含めることが望まれます。 ウ　開かれた組織運営 　養介護施設等が介護サービスを提供する場面は、どうしても外部から閉ざされた環境になりやすく、虐待が発生しても発見が遅れたり、相談・通報されにくくなる可能性があります。養介護施設等にとってマイナスと思われる事案が発生した場合に、職員等が気付き、迅速に上司等に報告できるような風通しの良い組織運営を図るとともに、第三者である外部の目を積極的に入れることが重要です。 　具体的には、福祉サービス第三者評価等の外部評価、情報公表、運営推進会議等の中で、積極的にサービスの運営状況への評価を受け、その内容を活かしていくことが求められます。また、地域住民等との積極的な交流を行う等、外部に開かれた施設となることを促したり、「介護サービス相	（追加）	13	

談員派遣事業」を積極的に活用することで、虐待事案の端緒をつかむことも有効です。 エ　苦情処理体制 　養介護施設等は、苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないことが、高齢者虐待防止法第 20 条に明記されています。 養介護施設等は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとともに、虐待の発生に関する情報把握の端緒にもなり得るとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえたサービスの質の向上に向けた取組を自ら実施するとともに、利用者等に継続して相談窓口の周知を図るなど、適切な苦情処理のための取組の実施が求められます。	（追加）	13 14	
オ　組織・運営 　養介護施設従事者等による高齢者虐待は、虐待を行った職員個人の知識や技術、ストレスなどが直接的な要因となって発生している場合も考えられますが、その背景には組織・運営面における課題があると考えることが重要です。 　養介護施設等の管理者には、日頃から養介護施設従事者等の状況、職場環境の問題等の把握に努めるとともに、必要に応じ養介護施設等を運営する法人の業務管理責任者に報告し、助言や指導を受けるなどの対応が求められます。 　また、管理者自身が、高齢者虐待防止法及び関係法令について理解し、適切な取組を主導していくことが必要であるため、管理者自身の研修受講等の取組も求められます。そして、内部監査を活用するなどし、虐待を行った職員個人の問題に帰すのではなく、組織の問題として捉え、定期的に業務管理体制についてチェックし、見直すことも重要です。	（追加）		

２　高齢者虐待の未然防止と早期発見、再発防止への取組 （２）市町村における体制整備 **イ　連携協力体制の整備** **①　庁内関係部署との連携** 高齢者虐待対応においては、他部署に寄せられた通報等の内容を担当部署へ引き継ぐなど、庁内関係部署間での連携が不可欠であり、養護者による高齢者虐待においては、高齢者や養護者等への支援に当たり障害福祉担当や精神保健福祉担当、ＤＶ防止担当、消費生活相談担当など様々な部署との連携が必要となることも少なくありません。 また、養介護施設従事者等による高齢者虐待においては、老人福祉法担当部署や介護保険法所管部署と連携しながら協働で対応する必要があります。ついては、高齢者虐待事案への対応に当たり、事前に庁内関係部署との間で具体的な連携方法等について協議しておき、事案発生時の迅速な対応に向け、備えることが必要です。 **②　都道府県との連携・協働** 主に養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応においては、老人福祉法や介護保険法に規定される養介護施設等や社会福祉法人、医療法人に対して指導監督権限を有する都道府県との連携・協働が非常に重要です。都道府県が当該養介護施設等に実施した指導監査結果や苦情等情報の提供、事実確認の実施や高齢者の保護、指導内容や改善計画内容の検討など、虐待対応の一連の場面で都道府県と市町村間で役割分担を行うなど、協働で実施する必要があります。そのため、通報等が寄せられた際には迅速に対応できる連携・協働体制を整備しておくことが必要です。	２　高齢者虐待の未然防止と早期発見、再発防止への取組 （２）市町村における体制整備 （追加）	14	・市町村における高齢者虐待防止に向けた体制の整備について追記（国マニュアルに準拠）。

５　高齢者虐待対応と個人情報保護法の対応について 　高齢者虐待対応においては、市町村や地域包括支援センター、関係機関等が、高齢者や養護者等の氏名や住所、病名など、要配慮個人情報を含む個人情報を取り扱う場面が多々あります。また、養介護施設従事者による虐待の事実確認等の対応においても、調査の迅速性・密行性が求められる中で、養介護施設等、関係機関等と情報の取得や共有を図る必要があります。	（追加）	22	・令和５年の個人情報保護法改正法に基づく、高齢者虐待防止対応における個人情報の取扱いについて追記（国マニュアルに準拠）。
（１）地方自治体の個人情報の取扱い 　都道府県・市町村と直営の地域包括支援センターにおいて、虐待の事実確認と対応の事務を行うに当たり、当然に、市町村が業務委託した地域包括支援センターや、市町村内の他の部署間、高齢者虐待防止法第５条で規定されている団体及び関係者、他の地方自治体との間で、迅速に情報の収集を行い、あるいは、情報の提供をする必要があります。これについて、従前は各地方自治体ごとに定める個人情報保護条例等に基づいていましたが、令和５年の個人情報保護法改正法により、個人情報保護に関する地方自治体の規律も、個人情報保護法第５章によって統一されることになりました（同法第２条 11 項。令和５年４月１日施行）。 　具体的には、まず行政機関が個人情報を保有するにあたっては、個人情報保護法第 61 条第１項の規定に基づき、法令（条例を含む）の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定する必要があります。	（追加）	22	
（個人情報の保有の制限等） 第六十一条　行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂	（追加）	23	

行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。			
高齢者虐待防止法に基づく事実確認や対応の事務は、高齢者虐待防止法第９条第１項や同法第 24 条に基づく老人福祉法や介護保険法上の権限行使によるものだけでなく、任意（運営指導を含む）の事実確認や協議によるものも含め「法令（条例を含む）の定める所掌事務又は業務」（※１）に該当しますので、当該事務を遂行するために必要な個人情報は、個人情報保護法第 61 条第１項に基づき保有することができます。 （※１）各行政機関等の所掌事務又は業務には、当該行政機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」や「業務の範囲」を定める条文に列挙されている事務又は業務のほか、「権限」を定める条文上で規定されている事務又は業務や、作用法上規定されている事務又は業務が含まれます。また、地方公共団体においては、地方自治法第２条第２項に規定する「地域における事務」もこれに含まれます（個人情報保護委員会事務局，個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け），p. 65-66）	（追加）	23	
その上で、地方自治体が保有する保有個人情報の利用・提供については、法令（※２）に基づく場合を除き、原則として利用目的の範囲内で行うことが求められます（個人情報保護法第 69 条第１項）。もっとも、利用目的の範囲外で臨時的に利用・提供する場合であっても、個人情報保護法第 69 条第２項各号に該当する場合には、利用・提供することが可能です。 （※２）個人情報保護法第 69 条第１項の「法令に基づく場合」とは、第 61 条１項の「法令に定める事務又は業務」の範囲とは異なり、法令に基づく情報提供が義務付けられている場合のみならず、法令に情報提供の根拠規定がおかれている場合も含むと解されるが、他方で、具体的な情報の利		23	

用又は提供に着目せず行政機関等の包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取り扱いは、「法令に基づく場合」には当たらない（個人情報保護委員会事務局，個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け），p. 101-102） 行政機関等から利用及び提供する場合 （利用及び提供の制限） 第六十九条　行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。 ２　前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 一　本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 二　行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。 三　他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。 四　前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特	（追加）	24	

別の理由があるとき。 ３　前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。 ４　行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。 　そのため、都道府県・市町村と直営の地域包括支援センターが個人情報を取り扱うにあたっては、このような個人情報保護法の規律に従って適切に対応する必要があります。 （２）民間事業者（市町村から業務委託を受けた地域包括支援センター、介護保険事業者、医療機関その他の虐待対応協力者）の個人情報の取扱い 　市町村が虐待の有無や緊急性の判断を行う上で、医療・福祉等関係者（個人情報取扱事業者）や地域住民からの通報や情報提供が不可欠です。 　個人情報保護法令への十分な理解がないと、通報をためらうこと等により、市町村が事実確認や緊急性の判断、対応方針検討のための当該世帯の情報集収について困難が生じ、市町村の虐待有無の判断ができない、的確な対応方針がたてられないなどの問題が生じます。 　虐待のおそれのある世帯に関する様々な情報は、極めて秘匿性の高いものであり、関係者・関係機関等にも守秘義務規定がありますので、それを保障することが必要ですが、高齢者の権利と利益、生命、身体又は財産の危険にもかかわる問題であり、情報を適切に集収・共有することに高い優先順位があります。 　この趣旨により、高齢者虐待防止法は、国民に通報義務を課し（同法第７条、第 21 条）、市町村に虐待の事実確認のための情報収集権限を付与し	（追加）	24	

ており（同法第９条第１項等）、担当課からの照会には、他部署はもちろん、他市町村や他の機関、民間協力団体もこれに協力するよう努める必要があります（同法第５条第２項）。 　医療・福祉等関係者や市町村から業務委託を受けた地域包括支援センター（民間事業者）等の個人情報取扱事業者が個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、原則として特定された利用目的の達成に必要な範囲で当該個人情報を取り扱う必要があります（個人情報保護法第 17 条第１項、第 18 条第１項）。			